

生活保護基準引下げに強く反対する会長声明

政府は、本年8月17日「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」を閣議決定した。そこでは、同月10日に成立したばかりの社会保障制度改革推進法（附則2条）において、「給付水準の適正化」を含む生活保護制度の見直しが明文で定められていることを受け、社会保障分野も聖域視せず、生活保護の見直しをはじめとする合理化・効率化に最大限取り組み、極力圧縮に努めることが明記されている。

かかる決定からすれば、政府が来年度予算編成において生活保護基準の引き下げを行おうとすることは必至とみられる。

しかしながら、生活保護制度は、生活保護法1条にも明記されているとおり、国民の生存権を保障する憲法25条の理念に基づき、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を下支えするものである。生活保護基準が引下げられるということは、生活保護利用者の生活レベルがそれまでの「健康で文化的な最低限度の生活」以下に低下するという他にない。

のみならず、生活保護基準は生活保護を受給するための要件にとどまらず、地方税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準など、福祉・教育・税制などの多様な施策の適用基準に連動している。さらに、2007年改正の最低賃金法に「生活保護との整合性に配慮する」と明記されているところからも明らかなように、生活保護基準引下げは、最低賃金の引下げにも波及する問題である。

このように、生活保護基準の引下げは、現に生活保護を利用している人の生活レベルを低下させるだけでなく、市民生活全体に大きな影響を与える可能性があるのである。

特に、我が県においては、2011年度人口動態統計において自殺死亡率（人口10万人当たり自殺者数）が全国で3位という極めて高い水準にある。この自殺率の高さの背景には、県民所得が全国45位（2009年度統計）という数字からも窺われる県民の経済問題が一因として存在することは容易に推測できる。そうすると、生活保護基準引下げが最低賃金や各種社会保障の切り下げと連動することで、県民によりいっそうの経済的困窮を引き起こすおそれがあり、その場合、生活苦を理由とした自死をさらに誘発する懸念がある。生活保護基準引下げとは、まさに県民の生命に直結する極めて深刻な問題である。

このような生活保護基準の重要性に鑑みれば、その在り方は、生活保護利用当事者も含めて広く市民の意見を求めた上で、学術的観点からの検討も踏まえ、慎重に決定されるべきである。実際にも、2011年2月に設置された社会保障審議会生活保護基準部会において、学識経験者らによる専門的な検討が続けられているところである。そのようなさなかに、財政の支出削減目的の「初めに引下げありき」で政治的に決せられることなど、決

して許されることではない。

厚生労働省は、本年7月5日に発表した『生活支援戦略』中間まとめの中で、生活保護基準に関する「一般低所得世帯の消費実態との比較検証」が必要な旨言及している。

しかし、そもそもそのような考え方は、上記部会が正式に採用したものではない。

また、2010年4月9日付けで同省が公表した「生活保護基準未達の低所得世帯数の推計について」によれば、生活保護の捕捉率（制度の利用資格のある者のうち実際の利用者が占める割合）は2割ないし3割程度と推測され、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている「漏給層（制度の利用資格のある者のうち現に利用していない者）」が大量に存在する現状においては、低所得世帯の支出が生活保護基準以下となるのは当然である。これを根拠に生活保護基準を引き下げることが許せば、生存権保障水準を際限なく引き下げていくことにつながり、合理性がないことが明らかである。

よって、当会は、来年度予算編成過程において生活保護基準を引き下げること強く反対する。

平成24年11月19日

宮崎県弁護士会

会長 松田幸子